

「西宮 旧夙川短大校舎解体における アスベスト飛散事件」の裁判結果とその意義

ー住民の立場からー

ストップ・ザ・アスベスト西宮 上田 進久

行政による「アスベスト隠し」との闘い

- 調査権限、規制権限不作為
- 消極的裁量権行使

「立ち入り検査したがアスベストはない」

「調査するつもりはない、アスベストはない」

残り一棟からの提訴

「設計図書は必要なし」

「現場を調査する責務は負っていない」

旧夙川短大校舎解体に伴うアスベスト 問題を提起

- 平穏生活権や生命身体権の侵害に対する慰謝料請求
- 原告38名 4～83才
- 被告 三栄建設、(株) 創建、西宮市

〈主文〉

原告らの請求は棄却する

〈事実認定〉

解体時相当量のアスベストが存在し、一定量が飛散した

- ・判例において主に西宮市に対して積極的な調査権限行使や規制権限の行使義務について言及

⇒消極的裁量権行使を戒め

証拠としての設計図書

- 裁判により全11棟の設計図書が開示された
- レベル1、2が19か所、レベル3が130余に使用の記載あり

被告らの反論は認められず

- 増築や改修により設計図書とは異なっていた
⇒それによるアスベスト除去の記録はなし
- 散水、手バラシによる解体の主張のみ
⇒レベル 1 や 2 の厳重な飛散防止策がない
ままの解体

事実認定

- 解体時には相当量のアスベストが存在し、
- その一定量が飛散した

西宮市の対応について判例に明記

1) 設計図書的重要性が示された

- 記載内容に基づきアスベストの存在と飛散を認めた
- 疑惑があれば設計図書の提出を求めて調査すべし

西宮市の対応について判例に明記

2) 調査権限などの不作為を戒めた

- ・届け出内容を超えて調査する責務を負う

西宮市は届け出制が採用されており、届け出の内容を超えて積極的な調査をする義務までは負わない旨を主張するが、この主張は採用することはできない。

判決後の西宮市の対応

- 市議会での答弁

アスベストの飛散については、判決において『周辺地域に一定量の石綿が飛散したことを否定することはできない』としたものの、『この飛散した石綿のうち本件土地の周辺地域に到達したものの量は、客観的にみたときに人体の健康に影響を及ぼすものであったと認めることはできない』と判断されたと認識している

市議会答弁に対する反論と問題提起

1) 健康被害の評価に関して

- ・裁判では健康被害を「立証するには至らなかった」ことを意味しているに過ぎず、その理由は「アスベスト隠し」により証拠が消滅した事による
- ・判断の根拠とされたアスベスト測定値は、唯一飛散防止策が講じられた10日間のものであり**10か月間に及ぶ解体を反映していない**
- ・レベル1や2が約20ヶ所もあり、大量の飛散による健康被害を想起せずにはおれない
- ・健康被害については医学的、科学的に評価すべきである

市議会答弁に対する反論と問題提起

2) アスベスト飛散の公表と注意喚起

- ・判決文を引用するのではなく、飛散した事実を公表
- ・責任をもって健康リスクについて検証
- ・保健所長、教育長に要望書を提出

裁判の意義

- 設計図書的重要性が示されて、必要があれば取り寄せて調査すること
- 市は、届出制であっても届出内容を超えて積極的に調査する責務を負う